

第 6 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成31年2月25日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成31年2月25日(月曜日)

午前9時59分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補  
正予算(第7号)

議案第7号 平成30年度熊本県育英資金等  
貸与特別会計補正予算(第1号)

議案第45号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第46号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第47号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第2号 専決処分の報告について

その他報告事項

①退職手当支給制限処分に対する審査  
請求に関する諮問について

出席委員(8人)

- 委員長 高木健次
- 副委員長 楠本千秋
- 委員 山本秀久
- 委員 小杉直
- 委員 鎌田聡
- 委員 池田和貴
- 委員 田代国広
- 委員 前田憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

- 教育長 宮尾千加子
- 教育理事 山本國雄

教育総務局長 野尾晴一朗

教育指導局長 牛田卓也

教育政策課長 江藤公俊

学校人事課長 手島和生

社会教育課長 井芹護利

文化課長 岡村郷司

施設課長 猿渡伸之

高校教育課長 那須高久

義務教育課長 高本省吾

特別支援教育課長 藤田泰資

人権同和教育課長 徳永憲治

体育保健課長 西村浩二

警察本部

本部長 小山巖

警務部長 志賀康男

生活安全部長 林修一

刑事部長 甲斐利美

交通部長 古庄幸男

警備部長 原秀二

首席監察官 熊川誠吾

参事官兼警務課長 開田哲生

参事官兼会計課長 平良俊司

理事官兼総務課長 米満幸一

参事官

兼生活安全企画課長 中島真一

参事官(組織犯罪対策) 中川成記

参事官兼交通企画課長 森教烈

参事官兼警備第一課長 星原茂幸

交通規制課長 大内田朗二

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉美穂

政務調査課主幹 西野房代

午前9時59分開議

○高木健次委員長 ただいまから第6回教育

警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後に、説明は着座で簡潔をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。教育長の宮尾でございます。

議案の説明に先立ちまして、去る2月5日に懲戒処分を行いましたので、改めてのおわびと御報告を申し上げます。

部活動の使途不明金について適切な対応をしなかった県立高校の校長が1件、そして、交通事故を起こした県立高校の教諭が1件、それぞれを減給とする懲戒処分を行いました。改めておわびを申し上げます。

いま一度気を引き締め、教職員一人一人が人ごとではないという認識を持って、二度と不祥事が起きないように徹底してまいります。

続いて、お礼を申し上げさせていただきます。

昨年の10月に、宮城で皆様方にも御視察いただきました5代目「熊本丸」でございますが、その竣工式を一昨日の2月23日に苓北町富岡港でとり行うことができました。御出席いただきました楠本副委員長、池田委員初め皆様方に心から感謝を申し上げます。

熊本県の水産教育のシンボルでございます「熊本丸」が、最新鋭の設備と機能を兼ね備え、新たな船出を迎えたことを大変ありがたく思っております。今後、水産教育はもちろんのこと、県の船として多目的な航海にも活用してまいります。

高木委員長を初め委員の皆様方、関係の皆様方のこれまでの御支援と御協力に改めてお礼を申し上げます。

それでは、着座にて失礼いたします。

今回提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明させていただきます。

まず、平成30年度2月補正予算でございますが、第1号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)、第7号議案、平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)におきまして、総額41億4,116万4,000円の減額補正をお願いしております。

続いて、繰越明許費補正でございます。

県立高等学校施設整備事業など2件について、繰越明許費補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

熊本県育英資金管理システム保守業務など8件について、債務負担行為補正を行うものでございます。

次に、条例等議案です。

第45号及び第46号議案は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起でございます。

以上が今議会に提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願います。

○高木健次委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページの上段をお願いいたします。

教育委員会費でございますが、94万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の(1)教育委員会委員報酬

等におけます所要見込み額の減によるものでございます。

次に、中段の事務局費でございますが、1,595万3,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の(1)熊本県教育情報化推進事業における教育用コンピューターのリース更新に係る入札残などの所要見込み額の減によるものでございます。

次に、下段の教職員人件費でございますが、2,120万円の減額でございます。

右側の説明欄1の(1)教職員住宅管理費におけますブロック塀解体に要する経費の入札残などの所要見込み額の減によるものでございます。

説明資料3ページをお願いいたします。

教育センター費でございますが、3,037万円の減額でございます。

右側の説明欄1の(2)及び(3)、当初予算では、新任の教職員が初任者研修に参加する際に、その代替として非常勤講師を採用して対応することを想定していました。しかし、実際には、一部の学校において、非常勤講師を採用することなく、他の教職員で対応されたことなどによる所要見込み額の減によるものでございます。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、1,130万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の(1)恩給及び退職年金費における年度の途中に受給者が死亡されたことに伴います所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項でございますので、一括して学校人事課の例で御説明させて

いただきます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

上段の事務局費ですが、2,086万9,000円の減額でございます。

このうち、右側の説明欄1、職員給与費につきましては、当初予算では、昨年の平成30年1月1日時点で在籍している職員の給与をもとに算定しております。その後、4月の人事異動等により予算と実際の給与費に違いが生じておりますので、今回、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費に係る補正予算につきましても、同様の理由によるものでございますので、当課及び各課からの説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

引き続き、上段の事務局費でございますが、右側説明欄の2、事務局運営費等の減額につきましては、平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケア及び学習支援など、災害に伴い新たに発生した業務に不足する教職員を確保するために要する経費の所要見込み額の減でございます。

また、3、退職手当の減額は、事務局職員の年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額の減によるものでございます。

次に、2段目の教職員人事費でございますが、4億1,518万円の減額でございます。

右側の説明欄1、退職手当につきましては、教職員の昨年度末までの自己都合等の退職者に係る退職手当の支給見込み額の減によるものでございます。

また、4、公立学校教員採用選考考査事務費では、熊本市への問題提供に係る負担金収入の減に伴い、財源更正をお願いしております。

説明資料の5ページをお願いいたします。

1段目の教職員費ですが、2億5,726万1,000円の減額でございます。

次に、2段目の教職員費ですが、7億2,036万2,000円の減額でございます。

次に、3段目の高等学校総務費ですが、1億8,417万8,000円の減額でございます。

次に、4段目の全日制高等学校管理費、5段目の定時制高等学校管理費及び6ページの1段目の通信教育費においては、財源更正をお願いしておりますが、これらはいずれも生徒数の変動に伴う授業料、入学金の歳入の増減等により学校運営費を補正するものでございます。

最後に、2段目の特別支援学校費ですが、1億3,836万円の減額でございます。

右側の説明欄1、教職員給与費の減額等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、上段の社会教育総務費でございますが、3,510万6,000円の減額でございます。

右側の説明欄をごらんください。

2の社会教育諸費の(2)地域学校協働活動推進事業について、所要見込み額の減及び国庫補助金の内示額の減によるものでございます。

次に、1つ飛んで教育施設災害復旧費でございますが、2,814万2,000円の減額でございます。

説明欄1の(1)青少年教育施設災害復旧事業ですが、平成30年12月の補正予算で一般財源等による災害復旧工事費として計上しておりましたが、その後実施されました国の災害査定により、土木部所管の国庫補助事業での対応が確定いたしましたので、今回の2月補

正で全額減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

文化費ですが、7,942万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄で主なものを御説明します。

2、文化財調査費の(1)埋蔵文化財発掘調査(受託)は、大津町の国道57号北側復旧ルート建設事業について、一部区間の4車線化の拡幅計画が2車線化に計画変更されたことにより、発掘調査が不要となったことなどによる所要見込み額の減でございます。

(2)熊本地震に係る都道府県派遣職員関係経費(文化課分)は、派遣職員を6人分で予算措置していましたが、文化庁の調整により3人となったため、支給見込み額の減によるものでございます。

3の文化財保存管理費の(1)文化財保存事業は、国指定史跡や建造物などの文化財の保存整備が次年度以降の実施に計画変更されたことなどによる所要見込み額の減によるものでございます。

次に、1段下の美術館費ですが、887万2,000円の減額でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

右側の説明欄4、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業は、来年度の改修工事の設計委託の入札残に伴う減によるものでございます。

続きまして、下段、教育施設災害復旧費ですが、1億2,207万1,000円の減額でございます。

右側の説明欄1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業は、熊本地震で被災した国指定、県指定、市町村指定の文化財や未指定の歴史的建造物などの復旧に対する市町村や民間所有者負担を軽減する補助にお

いて、業者確保が難しいなどの理由により、今年度の予定件数が減ったことなどによる所要見込み額の減と、熊本城復旧工事に対する今年度の文化財基金からの補助の計上によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課長でございます。

説明資料10ページの上段をお願いいたします。

特別支援学校費で、右側の説明欄1に記載のとおり、国庫交付金の内示に伴う、これはブロック塀の撤去、それから新しいフェンスの新設、こちらの事業に伴いまして、財源内訳の国庫支出金1,535万3,000円を増額しまして、同じ額の一般財源を減らす財源更正を行うものでございます。

施設課は以上でございます。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の10ページ下段をお願いします。

事務局費ですが、1,484万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄の1の事務局運営費等の(1)新設高等学校等教育環境整備事業の所要見込み額の減によるものでございます。

説明資料の11ページをお願いします。

教育指導費ですが、9,933万4,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の指導行政事務費の(1)高等学校等通学支援事業(熊本地震対応分)の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、説明資料の12ページをお願いします。

教育振興費ですが、1億9,426万9,000円の減額でございます。

右側の説明欄3の高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業の所要見込み額

の減等によるものでございます。

次に、学校建設費ですが、5,866万3,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の県立高等学校施設整備費の(1)県立高等学校再編・統合施設整備事業の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、保健体育総務費ですが、40万円の減額でございます。

右側の説明欄1の学校保健給食振興費の(1)定時制高等学校夜食費の所要見込み額の減によるものでございます。

次に、育英資金等貸与特別会計繰出金ですが、572万3,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の特別会計繰出金の(1)育英資金等貸与特別会計繰出金の所要見込み額の減によるものでございます。

説明資料の13ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金で2億1,666万5,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)の所要見込み額の減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の14ページをお願いします。

教育指導費でございますが、1,947万9,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の学校教育指導費の(1)英語教育改革推進事業の所要見込みの減、2の児童生徒の健全育成費の(1)外部専門家による学校支援充実事業の所要見込み額の減等によるものでございます。

なお、説明欄1の(4)熊本地震被災児童生徒就学支援事業につきましては、297万5,000

円の増額となっております。

この事業は、市町村に対する補助事業ですが、市町村の事業費が当初見込みよりもふえたことにより、国からの交付金が追加内示されたことによるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の15ページの上段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、1,159万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の指導行政事務費の(1)特別支援学校通学支援事業(熊本地震対応分)の所要見込み額の減等によるものでございます。

次に、下段の特別支援学校費でございますが、14億1,088万5,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業の入札不調に伴う工期見直しによる減額補正等によるものでございます。

これは、平成29年度に行った熊本はばたき高等支援学校の新築工事の入札が不調、不落であったため、平成30年度の工事費、工事期間を見直したことによるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

教育指導費ですが、5万円の減額でございます。

右側の説明欄1の学校教育指導費の(1)人権教育研究推進事業に係る国庫委託金の内示減によるものでございます。

次に、社会教育総務費ですが、12万2,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の人権教育振興費の(1)社会教育人権啓発事業に係る国庫委託金の内示減によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の17ページをお願いします。

保健体育総務費ですが、251万1,000円の増額でございます。

右側の説明欄1の職員給与費の(1)体育保健課職員給の支給見込み額の増及び2の学校保健給食振興費の(3)県立学校における健康診断に係る実績に基づく所要見込み額の減等によるものでございます。

次に、説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、上段の体育振興費ですが、1,040万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業に係る実績に基づく所要見込み額の減等によるものでございます。

次に、下段の体育施設費ですが、142万7,000円の減額でございます。

右側の説明欄1の県営体育施設管理費の(1)運動公園管理運営費に係る実績に基づく所要見込み額の減及び藤崎台県営野球場へのネーミングライツ導入による命名権料の充当に伴う財源更正等によるものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

上段の社会教育費でございますが、補正前

が1億1,668万2,000円、補正後が1億2,027万9,000円で、359万7,000円の増額変更でございます。

説明欄のところですが、これは、熊本県青年会館のブロック塀撤去等事業について、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰越明許費の増額補正をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

説明資料の19ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の変更です。

高等学校費の県立高等学校施設整備事業につきまして、補正前が21億545万円、補正後が21億788万4,000円で、差し引き243万4,000円の増額変更となります。

これは、熊本工業高校の敷地内に里道がございまして、そちらの購入をするに当たりまして、九州財務局と協議した結果、分割ではなく来年度に一括して購入することとなりましたため、これらに係る経費の一部として繰越明許費の増額補正をお願いするものでございます。

施設課は以上でございます。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の20ページ上段をお願いいたします。

教職員住宅用地賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、教職員住宅に係る土地賃借料でございます。土地を4月1日から賃借するため、72万6,000円を計上しております。

次に、公立学校教職員初任者研修の会場借り上げに係る債務負担行為の設定でございます。

これは、初任者研修を4月1日に実施することに伴いまして、会場の賃借が必要なため、39万8,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の20ページ下段をお願いいたします。

校長宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、東稜高校、大津支援学校ほか2校の校長宿舍等賃借に係る賃借料で、校長宿舍等の賃借を4月1日から実施するため、335万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金返還金収納事務委託業務に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本県育英資金返還金の収納事務に係る委託料で、当該収納事務委託を4月1日から実施するため、26万2,000円を計上しております。

次に、情報処理関連業務に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本県育英資金で使用する管理システムの保守業務に係る委託料で、当該システム保守を4月1日から実施するため、107万8,000円を計上しております。

次に、事務機器等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本県育英資金の貸与及び返還事務に係る事務機器賃借料で、当該機器の賃借



を4月1日から実施するため、118万3,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の21ページ下段をお願いします。

校長宿舍等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、熊本はばたき高等支援学校の校長宿舍の賃借料で、校長宿舍の賃借を4月1日から実施するため、119万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

債務負担行為の補正で、変更になります。

説明資料の22ページをお願いします。

県立学校用地等賃借に係ります債務負担行為につきまして、補正前が1万9,000円を承認いただいておりますが、これに96万6,000円を増額変更し、補正後が98万5,000円とするものでございます。

これは、矢部高校プール用地ほか2校に係る賃借料、当該契約を4月1日から実施するために、その準備のため債務負担行為の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の24ページをお願いします。

第45号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

24ページに記載しておりますとおり、2人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処

分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

2の専決処分の理由にありますように、支払い督促に対して、2人の債務者らから異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者から異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、相手方は、これまで長期間にわたり文書催告や電話催告に応じない方であるため、裁判に出廷いただくことで裁判後に話し合いを行うことが可能となり、ほとんどの場合、その後の分納につながっております。また、いずれの債務者からも、熊本地震で被災したとの申し出等は受けておりません。

続いて、26ページの第46号議案も同様の事案であり、今回合わせて4人の債務者から異議の申し立てがあり、訴訟に移行したものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれの訴えの提起の時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

○高木健次委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、小山警察本部長。

○小山警察本部長 委員の皆様には、平素から警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御支援をいただいていることに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案させていただいております3件の議案等について、その概要を御説明いたします。

まず、平成30年度2月補正予算でございます。

第1号議案、平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)でございますが、これは、職員給与費などの過不足調整による増額のほか、今後の執行見込みを踏まえた歳出予算の精査による減額などを合わせ、3億1,900万円余の増額補正をお願いしております。

次に、債務負担行為補正でございます。

平成31年度当初から業務を開始する必要がある警察関係業務などについて、債務負担行為補正を行うものでございます。

次に、第47号議案、専決処分の報告及び承認についてでございます。

これは、職員の交通事故に関し、熊本地方裁判所からの和解勧告に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、本会議に報告し、承認をお願いするものです。

最後に、報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

これは、専決処分させていただきました4件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告です。

詳細につきましては、この後担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○平良会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第1号議案、平成30年度2月補正予算についてでございます。

2月補正予算につきましては、既存事業の見直しや今後の執行見込みの精査による補正が主な内容となっております。

まず、上段の公安委員会費で17万5,000円の減額をお願いしておりますが、これは、公安委員報酬の支給見込み額の減によるものでございます。

次に、中段の警察本部費でございます。6億4,502万2,000円の増額をお願いしております。

説明欄1の職員給与費6億432万7,000円の増額は、職員給与費の支給見込み額の増額でございます。これは、平成30年度中に採用した職員の給料等と諸手当の過不足調整に伴う増額をお願いするものでございます。

2の退職手当5,220万1,000円の増額は、退職者への支給見込み額の増によるものでございます。

3の警察一般管理費1,257万6,000円の減額は、元号改正に伴う各種システムの改修委託費や職員の健康診断料などの所要見込み額の減額でございます。

4の児童手当107万円の増額は、職員への支給見込み額の増によるものでございます。

次に、下段の装備費でございます。1億1,205万3,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の(1)警察装備品維持管理費は、ガソリン単価の高騰に伴う車両燃料費の所要見込み額の増額をお願いしております。

(2)のヘリコプター維持管理費は、昨年12

月、フランス、エアバス社製のヘリコプターが国費により更新配備されましたが、日本国内への搬入が予定よりおくれたことに伴い、点検整備用資機材の整備計画を一部変更し、来年度の当初予算に資機材整備費を振りかえることによる減額でございます。

なお、新型ヘリコプターは、現在、ヘリコプターテレビシステムの搭載工事を行っており、ことしの夏ごろの運用開始を予定しております。

2ページをお願いいたします。

上段の警察施設費で1億4,034万円の減額をお願いしております。

説明欄1の警察施設維持費1億3,028万1,000円の減額は、警察施設安全対策事業等の所要見込み額の減でございます。

これは、9月補正で措置していただきましたブロック塀の撤去等工事費につきまして、詳細に現地を調査した結果、施工方法等を見直したことに伴う工事費の減額と、一部の箇所について適正工期を確保するため、来年度の当初予算に振りかえることによる減額でございます。

2の警察施設整備費1,005万9,000円の減額は、職員宿舍外壁改修工事費等の所要見込み額の減でございます。

次に、中段の運転免許費で1,165万6,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の自動車運転免許費366万2,000円の減額は、免許証作成用消耗品費、運転免許システムリース料などの所要見込み額の減でございます。

2の自動車運転免許試験費799万4,000円の減額は、運転免許試験車更新経費などの所要見込み額の減でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費145万9,000円の減額は、職員及びその遺族に支給する恩給や普通扶助料につきまして、受給者の減少に伴い、支給見込み額を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

警察活動費で6,007万4,000円の減額をお願いしております。

説明欄1の一般警察運営費1,613万9,000円の減額は、捜査用車等の更新整備経費や被留置者数の減少に伴う被留置者食糧費などの所要見込み額の減でございます。

2の総合治安対策費145万5,000円の減額は、薬物鑑定用資機材の保守料や被災地防犯アドバイザー業務委託費の所要見込み額の減でございます。

3の生活安全警察運営費169万5,000円の減額は、風俗営業に係る許可事務費やサイバー犯罪捜査用ネットワークシステム工事費などの所要見込み額の減でございます。

4の地域警察運営費800万円の減額は、駐在所に同居して駐在所員の勤務に協力、援助している家族に対する報償費等の所要見込み額の減でございます。

4ページをお願いいたします。

5の刑事警察運営費692万8,000円の減額のうち、(1)の刑事企画調査費は、取り調べ録音・録画装置の整備費などの所要見込み額の減でございます。(2)の県民生活を脅かす犯罪の取り締まりでは、統一地方選挙違反取り締まりに要する経費の増額と暴力団対策用機器リース料の所要見込み額の減額をお願いしております。(3)は、科学捜査資機材の点検委託費の所要見込み額の減でございます。

6の交通警察運営費2,528万4,000円の減額のうち、(1)は、自動車保管場所調査業務委託などの交通関係許可等事務費の所要見込み額の減、(2)は、交通信号機等電気料の所要見込み額の減でございます。

7の交通安全施設費57万3,000円の減額は、9月補正で予算措置していただきました外国人観光客に対するおもてなしの交通環境整備事業で施工いたしました押しボタン信号の表示板を英語併記に更新した経費の不用額分を減額するものでございます。

以上、警察費の補正額は3億1,926万5,000円の増額となりまして、補正後の警察費は390億4,899万1,000円となります。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございます。

上段の追加として、交番、駐在所等の土地及び建物の賃借の契約に要する経費として2,242万2,000円を、下段の変更では、警察関係業務として平成31年4月1日から業務を開始する必要があるため、本年度内に契約を行う必要があるもののうち、随意契約の手続を行う事業につきまして、今議会での債務負担行為を設定するものでございます。被災地防犯アドバイザー業務委託など、6,828万8,000円の増額をお願いしております。

予算関係は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○熊川首席監察官 監察課でございます。

まず、第47号議案の専決処分報告及び承認についてであります。

資料は6ページと7ページになります。

これは、平成24年12月11日に発生した公用車と当時小学3年生の男子児童との人身交通事故に関し、平成27年10月22日、相手方が熊本県に対し、治療費や後遺障害慰謝料等の支払いを求める損害賠償請求事件を提起したことから、係争中でありましたところ、裁判所からの和解勧告に基づいて、その和解及び損害賠償額の決定について、本議会に報告し、承認をお願いするものであります。

裁判では、事故の過失割合、原告の後遺障害の有無を争点に審理が行われ、昨年11月、本件事故による後遺障害が認められるとの鑑定結果により、裁判所からは、原告の合計損害額4,161万7,793円、過失割合、原告5割、被告5割、県の損害賠償額2,080万8,896円とする和解案が提示されました。

この和解案において、県の訴訟代理人弁護士からは、和解に伴う県の賠償責任の額とし

ては妥当な金額であること、和解案を受け入れない場合は賠償額の上積みが予想されることとの見解が示されたことから、長期化する裁判の早期解決を図ることなども踏まえまして、裁判所が提示しました和解案を受け入れることとしたものでございます。

次に、報告第2号、専決処分の報告についてであります。

資料は8ページと9ページになります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた4件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会に報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、資料の9ページに記載させていただいているとおり、相手方への賠償は、全て警察が加入する自動車保険で対応しております。

なお、平成30年中の公用車交通事故は、警察側に責任のある事故が34件発生をいたしました。対前年比では、マイナス23件という状況でございます。

今後も引き続き、職員の事故防止のための意識の啓発と指導、教養等、実効ある対策に努めてまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 猿渡施設課長にお尋ねですが、19ページ、熊本工業高校の敷地内里道について九州財務局と協議した結果、分割購入でなく、来年度に一括して購入することにな

ったためという説明ですが、初めて聞きますので、もうちょっと詳しく説明してくれんですかな。

○猿渡施設課長 これは、熊本工業高校だけではございませんけれども、県内の県立学校の中には里道、水路等がまだ国有財産として残っているものがございます。

基本的には、敷地内の里道については、市町村が譲与を受けておりまして、市町村と協議して決める場合もございますけれども、今回の場合は、財務局管理になりますので、財務局、要するに国の所有なものでございますので、それは購入して、県の予算を確保して、まあきれいだといいますか、全て県有の土地に、機会を捉えてですね。今回、実習棟の大規模な改築がございますもので、そちらの関係で、敷地についても、あるべき姿に戻していくためにこの購入を行うものでございます。

○小杉直委員 概要はわかりました。

去年の3月1日の卒業式には宮尾教育長にわざわざ来ていただいて、ことしの卒業式には蒲島知事が来ていただくというふうに聞いておりますが、この里道は、熊本工業高校の敷地のどの付近ですか。

○猿渡施設課長 基本的にはグラウンドが大部分でございます。一部建物がかかっている部分もございますが、それについては、今回の購入でなくなるという形になっております。

○小杉直委員 グラウンドのどの付近と敷地のどの付近と、熊本工業高校のこの買い取り分の予算はどのくらいですか。

○猿渡施設課長 済みません、グラウンドのどの部分かというのは、改めて御報告に上が

らせていただきたいと思っております。ちょっと現在、正確にどの位置かという地図を用意してございませんでしたので、申しわけございません。また御報告させていただきます。

金額につきましては、財産購入費が3,630万円となります。これは、既に12月補正で繰り越しを、補正をお願いして、承認いただいております。

今回は、さらにこれに加えて、里道の使用料というのが、財務局のルール上、過去10年分——購入に当たっては、それまではずっと、形としては無償で使用してきているんですけども、最終的に購入となったときには、過去10年分にさかのぼって使用料を払うというルールがございますので、そちらの使用料が660万円、そのうちの一部243万4,000円が、予算は確保しているんですけども、まだ繰り越しの中に上げておりませんでしたので、今回、繰越補正の中でお願いするものでございます。

○小杉直委員 実習棟の大きかりな新築、改築で、しっかり教育委員会も力を入れていただいておりますが、これは、なぜこれまで無償貸し付けだったのを買い取らなくてはならないようないきさつになったんですかね。

○猿渡施設課長 買い取らなければならないというか、まず、そもそも県の所有権を発生させるということがこれまでになされていなかったもので、こういう建てかえの機会に全て底地関係を、県に名義を移すに当たって、つけかえ等がしっかり記録が残っていたり、市町村が譲与を受けていて、そこで市町村とのやりとりでできるものについてはそういった処理をしているものもございますけれども、今回は市町村が譲与を受けていなかったの、国の、まだ財産として明確に残っており

ましたものですから、通常の用地買収と同じような形で買い取らざるを得ないという状況になったものでございます。

○小杉直委員 なら、実習棟の改築・新築工事に伴ってこういうふうな課題が発生して、こういう処置をしたいということですかね。

○猿渡施設課長 課題は前からございました。ただ、そのきっかけとしましては、おっしゃられたように、実習棟を改築するとき、これは財務局との協定——協定というか、明文化された協定ではございませんが、こういった機会があるときに、こういう権利関係は整理していきましょうという取り決めをしておりますので、それに基づいて今回処理をしたものでございます。

○小杉直委員 わかりました。

○高木健次委員長 ほかに教育委員会に係る質疑は。

○田代国広委員 面積と坪単価ですね。それと、これは個人の土地じゃないとなると、無償貸与なんていう道はなかったんですか。

○猿渡施設課長 長年にわたって使ってきたことと、それから建物等が、まあ今回はきれいになる部分もあるんですけども、建物等がやっぱり乗っていると、無償貸与というのがそもそもできないということになりますので、今回は無償貸与が難しかったということでございます。

済みません、坪単価、金額等については、大体、標準価格から半分以下ぐらいにかなり下げてもらっているというのが事実でございます。

○田代国広委員 別件で。6ページの学校人

事課の中で、1億3,800万の減額補正ですけども、財源の内訳が結果としては非常にいいんですよ、これは。国庫支出金が2億5,000万も来るということは、減額補正よりも大幅な国庫補助金がこれは来ております。おかげで一般財源を大幅に減額していい結果が出ているので、結果としてはいいんですけども、極めて異例というか、珍しい財源の内訳になっている気がするんですよ。この辺の理由は、どうしてこういった結果になったのか。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

特別支援学校費の増額につきましては、生徒増加の伸び率が、昨今伸びているような状況でございます。そのようなことがございまして、これまでは大体見込みで積み上げてきたわけですが、例えば、平成24年、対象者数で言いますと、1,393人おったものが、現在、30年で1,991人、大体600人ほど生徒がふえている状況がございます。そういうこともありまして、今回、補正というような形になったということでございます。

○田代国広委員 不思議なのは、1億3,800万減額補正ですよ。他方では、国庫支出金が2億5,000万円ももらえるというのは、どうしてこういった、何というか、ありがたいことですよ。一般的にあんまりこういったケースはないものですから、なぜこういったケースが発生したかということを知っているんですよ。

○手島学校人事課長 主な理由としましては、特別支援学校教職員給与費、小中学校部分に充当しております義務教育費国庫負担金が当初見込みより増額となったというところでございます。

その他の要因としましては、先ほどの説明

に加えまして、特別支援学校の児童生徒に支給されます就学奨励費の国庫補助金の増額、そういったものが影響しているところでございます。

○田代国広委員 当初の見込みとこの結果が非常に大幅に違うということは、失礼かもしれませんが、当初の見込みの積算の根拠と申しますか、やり方と言いましょか、その辺にいささかミスみたいなのがあったんじゃないかと思うんですけれども、どう受けとめられますか。

○手島学校人事課長 先ほどの説明と少しかぶるところもありますが、特別支援学校につきましては、生徒が年々ふえている状況がございます。それに伴いまして、就学奨励費——入学に際しまして、例えば、かばんとか学用品類、また修学旅行あたりの代、こういったものを補助する制度がございます。そういったものの金額がふえてまいりますので、そういったことの影響が加味されているというところでございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 13ページの育英資金のことについてなんですけれども、全体的に言えることなんですけれども、年度末の補正は所要見込み額の減、先ほど田代委員からもあったように、所要見込み額の減にはさまざまあると思います。今御説明にあったように、国の支援がふえて減になったもの、入札残で減になったもの、やっぱりそこも我々としては細かく見ていけないといけないと思うんですけれども、この13ページの育英資金に関しては、貸与する見込みが少なかったということではないんでしょうか。まず確認ですけれども。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

育英資金の貸付金につきましては、この大学貸与、修学貸与、緊急貸与が見込みよりも——最初、前年度末に予算立てをしますので、少し多目に見ます。その後、年度途中からの復活者もございます。そういうようなことも加味しまして予算立てをしておりますが、今回657人の減でございます。

それから、同様に被災特例枠、これは、国庫補助金が入っておりますので、それが97人の減というふうなことで、見込みよりも少なくなったというところが理由でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

専決処分の御説明でも、いわゆる新しい貸し付けの原資になるので、返還も厳しくやらないといけないという御説明が毎回あります。そんな中でも、見込みをある程度多く見込んでいただいた上でのその減なのかもしれないですけれども、最後にもう一回確認ですけれども、本当に借りたい人で、どうしても借りれなかったという人がこの中には含まれないということではないでしょうか。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

これにつきましては、学校のほうに照会を何度もかけまして、時期的なものもございまして、これには緊急対応も入っておりますので、例えば、経済的な理由で非常に生活が厳しくなったというふうな場合も含めて、常に学校と連携をとりながら、いらっしゃいませんかというようなことでお尋ねをしながらやっているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 これからも、その窓口、門

戸というか、相談の窓口はきちんとあけていただいて、緊急の場合はもちろんですけども、相談に乗れるような体制をしっかりとしいていただくことを要望させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 3ページ、済みません、教育センター費なんですが、これもちょっと、まあその財源といいますか、そっちのほうじゃなくて、先ほどから話があるように、これは、初任者研修の所要見込み額の減少ということで、かなりの部分を占めていると思うんですね。ただ、もともとの予算額に比べると、やはり補正の金額の割合が高いと。まあ20%まではいかないんですけども、15%から20%の間ぐらいの減額になっていると。これだけのやっぱり減額があるというのは、それなりの理由があるのかなというふうに思うんですが、済みません、ちょっと特別な説明はなかったの。

その中でちょっと思ったのは、特にその(2)初任者研修の所要見込み額の減が1,000万、(3)初任者研修の所要見込み額の減が1,500万、ということは、これは、例えば、受けなければいけなかった人たちが受けなかったりしたのか、または何か特別な理由があってこれだけの金額とか人数になったのか、もしそういうところがあればちょっと教えてもらいたいなと思ったんですけども。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

この事業は、新任の教職員、(2)のほうは県立高校の先生の分、(3)が小中学校の教職員の分です。

初任者研修というのが、学校外でやられる

研修も、年間に初任者は15日ございます。それプラス校内研修というのものあるんですけども、そういったときに、担任とか持たれていると、穴があいたらいけないということで、非常勤職員が雇えますよという制度にしております。端的に申しますと、その活用がなかったということで、非常勤職員の報酬分の減額でございます。

ですから、お尋ねにございましたように、研修を受けるべき人が受けてないというようなことは生じておりません。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。

だったら、もう少しやっぱりここを丁寧に説明してほしいなと思うんですね、最初から。今のような事情であれば、わかりました。逆にそれはいいことだというふうに思うのでですね。

ぜひ、そこは少し、先ほど前田委員のほうもおっしゃられましたけれども、減少幅がもともとの予算から比べて多いところというのは、やっぱり少し丁寧に説明する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこは気をつけていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 11ページですね。高校教育課の説明でございましたが、一番上のやつですね。高等学校等通学支援事業で、熊本地震対応分で5,140万の減になっていまして、かなりの金額ですよ。

これは、ちょっとどういう状況なのか。通学の環境が整ってこの分が減額になったのか、もともとがちょっと大きかったのか。で、対象者がどのくらい推移しているのか、その辺をちょっと教えてください。



○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

この通学支援事業の熊本地震対応分でございますが、これは大きく4つに補助を出しているところでございます。1つ目は、JR九州、大津駅から宮地駅までの分、それから、産交バスが大津駅から高森方面へバスを仕立てて定期バスを出しておりますので、その分、それから、保護者団体、阿蘇中央高校と高森高校の保護者団体に対して補助金をやっている部分という、4つになっております。

それぞれ、平成30年4月時点の利用者、高校生の数ですが、JRを利用する者が184人、高森方面の産交バスを利用している者が35人、保護者団体の支援で利用している者が、阿蘇中央高校が10人、それと高森高校も約10人というふうな内訳になっております。

○鎌田聡委員 平成30年4月段階がそれで、減額が5,100万出ているということは、その人数がどうなったのかということをちょっと教えていただきたい。若干減ったから減ったのか、もともと大きい額を用意していたのか、それをちょっと教えてください。

○那須高校教育課長 この見積もりでございますが、JR九州の分は、前年度分の赤字、運行経費から収入を差し引いた赤字分の2分の1を補助するというようになっておりますが、この人数が、生徒もおりますし、乗客もいらっしゃいますので、その増減がはっきりと見込めない部分があるということで、これは前年度分等を見込みまして予算立てをしたところでございます。

それから、バスのほうですが、高森向けの産交バスですが、これも運行経費から収入を差し引いた赤字分を補填しておりますが、これも高校生以外の人が使っておられますので、それが何人というのが、前年度に見積も

りを——産交バスから出していただいた収支の見積もりから推測をしておりますので、多目に見積もっているところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、済みません、利用者が減ったからということじゃないんですね。もともとの見積もりをちょっと余計に出していたからということで、少しそういった通勤、通学の状況が解消されたからということじゃなくて、改善されたからということじゃなくてという理解でいいんですかね。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

そのとおりでございますが、余裕を持って見積もって、実際4月になって生徒を調べますと、184人だったというところでございます。

○鎌田聡委員 済みません、あと3点目と4点目の保護者に出しているというのは、保護者の送り分ということの費用負担ということですかね。

○那須高校教育課長 高校教育課でございます。

これにつきましては、10名ほどおりますけれども、定期券を購入して、その差額分を、必要経費を差し引いた残りを補助金として補助をするというふうな仕組みになっております。保護者団体から借り上げて、その必要経費というのは、JR、それから南阿蘇鉄道の定期代分を差し引いた分の残りの額を補助すると、その保護者団体のほうに補助するというような仕組みになっております。

○鎌田聡委員 じゃあ、保護者の送り迎えという費用じゃないということでもいいんですかね。

○那須高校教育課長 保護者の送り迎え分は入っておりません。

○牛田教育指導局長 ちょっと補足、よろしいですか。

○高木健次委員長 はい。

○牛田教育指導局長 失礼します。指導局長でございます。少しだけ補足させていただきます。

先ほど申しました、生徒等が多いところは、JRあるいは産交バスが新たな路線をつくってくださいます、その分に支援をしておりますけれども、高森と阿蘇の南郷谷と阿蘇谷の間の行き来はなかなか大きな需要がございますので、保護者団体がそれぞれ借り上げたバスですとかジャンボタクシー等で以前の南阿蘇あるいは豊肥線のかわりに走らせておられます。その分を保護者団体が借り上げられますから、非常に負担が大きくなりますので、もともと南阿蘇鉄道、JRに払っていた定期代分を御負担いただいて、それを超える分を県で支援しているというスキームでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。内容は十分わかりましたので、しっかりと——まだまだこれは継続せざるを得ないやつだというふうに思っていますので、しっかりと支援をしていただきたいと思いますけれども、余りにもちょっと予算との乖離が大き過ぎたものですから、先ほど来の議論ではございませんけれども、やっぱりしっかりとその辺の見積もりはきちんとやった上での予算計上をお願いしたいと思います。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○田代国広委員 1ページの予算ですけれども、補正額が6億4,500万円の増額ですね。一般会計の持ち出しが9億6,800万というのは、どういうふうに理解すればいいですか。

○平良会計課長 会計課でございます。

職員給与の関係でしょうか。

○田代国広委員 補正増が6億4,500万ですよ。

○平良会計課長 はい。

○田代国広委員 一般財源の9億6,000万って、この補正額に対する一般財源をここに出すべきでしょう、本来は。この補正額以上のやつも、この一般財源に出したというふうに理解すればいいんですか。

○高木健次委員長 田代委員、もうちょっと詳しく質問を。

○田代国広委員 補正額が6億4,500万円余りたい。それに対して一般財源が9億6,800万円余出すということは、普通なら合わぬ話したい。この補正額に対する一般財源の持ち出しでしょう、今回の補正は。

○池田和貴委員 いや、違う違う違う。

○田代国広委員 違うと。

○池田和貴委員 財源更正もあるんですけどね。

○田代国広委員 更正を入れたっちゃたい。

○鎌田聡委員 財源のほうが少ないけん、一般財源ば余計出さなんということ。

（発言する者あり）

○田代国広委員 ばってん、これよっか多くはなりみやあたいたい……。

○平良会計課長 会計課でございます。

起債分と相殺してそういう形になっております。

○田代国広委員 起債分と相殺してって、この補正額は6億4,000万でしょう。

○平良会計課長 はい。詳細につきましては、まず国の支出金、これを231万8,000円減額し、それから地方債、この分を3億1,000万減額しております。その他といたしまして、1,098万6,000円を減額という形になっております。

○高木健次委員長 よろしいですか。

（発言する者あり）

○田代国広委員 そらわかったい。減額はわかるばってんがたい……。

○鎌田聡委員 だけん、これば減額したけん、こっちが太なってくる……。

○平良会計課長 もともと退職手当に3億1,000万の県債を充当していた分、これを一般財源に振りかえ措置をしたものであります。

○高木健次委員長 一般財源に振りかえたということでしょう。

○平良会計課長 はい。

○高木健次委員長 田代委員、よろしいですか。

○田代国広委員 この補正額がまた合わにかぬど。

○池田和貴委員 合いますよ、計算すれば。  
（発言する者あり）

○鎌田聡委員 こっからこれば引くとこれになる……。

○高木健次委員長 補正額の6億4,500万に対して、一般財源のほうは9億6,800万、この差がちょっと、まあこっちの一般財源のほうからこの持ち出しが大きいんじゃないのかという質問だと思うんですよね。だから、国庫支出金、地方債、その他を入れてすれば、一般財源のほうはこういう金額になってくるというようなことよろしいですかね。

○平良会計課長 はい。

○田代国広委員 補正額とこれは合わにかぬとじゃなかと。

○池田和貴委員 合ってますよ。

○鎌田聡委員 補正額とこの4つが合うとよかったですよ。

○池田和貴委員 合ってる、合ってる。そこは合ってる、計算すると。

○鎌田聡委員 補正額の内訳だけん。

○高木健次委員長 3つの合計が補正額になるということ……（発言する者あり）よろしい

ですか。

じゃあ、会計課長、後でまたもうちょっと詳しく説明をお願いしておきます。

○平良会計課長 はい。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 6ページの事故の件で、可能な限りお尋ねなんですけれども、これは相当長い間、やはり双方の意見は食い違っていたんですかね。もう6年、7年たつんですけれども。

○熊川首席監察官 これは、事故が発生しまして、重傷を負われたということで、症状固定まで結構時間を要しております。それから、ある程度固定した段階で、自賠償あたりの障害認定とか、そういうところが出たんですが、これに不服があるというようなことで、提訴が2年ちょっとかかってしまったというふうなことで、そして、こういうような事案については、大体2年から3年ぐらい裁判はかかるというようなことでございます。

○前田憲秀委員 それともう1つ、この過失割合は5対5ということなんですけれども、お聞きすると、横断歩道を渡って衝突ということで、まあ相当歩行者にも過失度が高いというふうな理解でいいんですか。

○熊川首席監察官 この事故は、非常に見通しのよい直線道路というようなことで、一応裁判で確定的に決まったわけではございませんけれども、和解案の中で、この過失割合というのは、通常「判例タイムズ」とか、まあ相場観を示したものがございまして、こういうので、基本、大体、過失割合が何対何だというようなことを決めたりあるいは引用したりするというようなことですが、今回引用さ

れているのは、歩行者側が赤信号で、いわゆる飛び出しみたいなこと、それから、車両側は、車両の信号が青というようなことで進行していたと。こういう場合については、基本の過失割合というのは、車両側が3、相手側が7というようなことでございますけれども、これに修正要素というようなのが加わってくるというようなことでございます。

それで、歩行者側については、児童というようなことで、判断能力あたりが若干弱いということになると、過失の割合が10%減るというようなこと、それから、車両のほうは、青信号といえども、ここは規制が40キロ規制でございましたので、ここを60キロ前後で通過しているというようなことになれば、これは過失が若干あるというようなことで、これまた1割修正と。結果、3、7が5、5というような過失割合になったということでございます。

○前田憲秀委員 最後に、この賠償額も保険で支払いということでもいいんですね。

○熊川首席監察官 賠償額については、財政当局と検討しまして、結果的に県にどのくらいの責任があるかというような額を記載するというので、どのくらいの損害賠償責任を負うかということで、2,080万8,896円ということでございますが、このうちもう既に自賠償等から支払ったお金がございまして、この分を差し引いた残り、それから、あと遅延金、こういったものを含めて任意保険のほうから支払いを行うということになります。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第45号から第47号までについて、一括して採決したいと思います

が、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

担当課長から説明をお願いします。

○手島学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項をごらんくださいませ。

退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について御報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

1、諮問の趣旨ですが、これは、懲戒免職処分を受けた職員に対して、熊本県教育委員会が行いました退職手当支給制限処分について、知事に対し、地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求がなされたもので、知事が審査請求を裁決するに当たり、同条第2項の規定により諮問がなされたものでございます。

本議会へ上程された諮問第1号として、総務常任委員会で審議されておりますが、熊本県教育委員会が行った処分の取り消しを求めらるるものであるため、御報告をいたします。

次に、2、事案の概要は、公立小学校教諭であった審査請求人は、平成28年2月23日、

所属校の職員室において、同僚教諭2人のパソコンにそれぞれ接続されていたUSBメモリ2本を窃取し、そのうち児童の通知表や連絡網等の電子データが記録されていた1本を報道機関に送付し、秘密を漏えいしたというものでございます。

熊本県教育委員会としましては、当該非違行為を行った審査請求人に対し、懲戒免職処分及び退職手当の全部不支給処分を行っております。

なお、審査庁の考えは、資料に記載の理由により、本件審査請求を棄却すべきということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他ですが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

何かございませんか。

○小杉直委員 委員長がおっしゃった急を要するということには該当しませんが、熊本にいろいろ課題がある時代ですので、ひとつ、県警に1つと教育委員会に1つ、お尋ねなり、要望なりします。

日本のやっぱり治安を大きく保つのは、全国の警察が暴力団をきちんと取り締まるということが大きな課題で、その実効は出ておりますし、特に、熊本県警は、きちんとした暴力団取り締まりをされていることは日ごろから高く評価するわけですが、去年、中央街付近で、ぼったくりバーだったですか、それを

めぐっての殺人的な、まあ裁判の結果は傷害致死か何かになったような気がしますけれども、いわゆる彼たちも半グレと言われるような人じゃなかろうかなど。

先般、警察OBの集まりに出席したときに、警察庁のほうで、暴力団と違って、昔で言うぐれん隊とかチンピラとか、暴力団にもなかなか認定しにくい、いわゆる半グレというものを、何かの形で認定していこうという動きがあるというふうに聞いておりましたが、その半グレ的な犯罪は、大都市を含めて全国各地でいろいろあっておりますが、この半グレについては、その後どのような考え方になっているか、よかったですら刑事部長に。

○甲斐刑事部長 刑事部です。

半グレと呼ばれる集団につきましては、暴力団と同程度の明確な組織性は有していないものの、これに属する者が集団的または常習的に暴力的不法行為を行っている集団であり、警察では、暴力団に準ずる集団と位置づけ、準暴力団として定義づけをしております。

当県におきましても、委員の御指摘のとおり、昨年、中央街におきまして発生した傷害致死事件や悪質な客引きやぼったくりにも関与しており、また、全国的には、資金獲得の手段として特殊詐欺にも関与しております。さらには、暴力団組織と密接な関係が認められる者もおります。

警察庁からは、これら集団の組織実態の把握と徹底した取り締まりの指示を受けており、県警としましては、あらゆる法令を活用しまして暴力団と同様に取り締まりを推進してまいります。

以上です。

○小杉直委員 今部長の答弁の中に、準暴力団として認定、指定か——するとおっしゃったのですが、もう熊本県警管内でもそういう認

定が少し始まっているんですかね。

○甲斐刑事部長 はい。昨年から、暴力団組織と密接な関係がある者、約10名を暴力団組員として登録をしております。

以上です。

○小杉直委員 それは、ならもう安心するわけですが、引き続き、なかなか認定の仕方、暴力団そのものでも今認定の仕方が非常に難しい時代になっておりますが、さらに半グレの準暴力団としての認定は非常に難しい面があると思いますが、さらなる御努力をよろしくお願いします。

○甲斐刑事部長 はい。

○小杉直委員 次に、教育委員会、西村体育保健課長、あさが日ごろから武道、スポーツにしっかり取り組んでいることはよく承知しておりますし、感心しておりますが、きのう、菊池市で1,000人ぐらいの女性が集まって剣道大会があったことは御承知ですか。

○西村体育保健課長 済みません、存じ上げておりませんでした。

○小杉直委員 公的な試合でないですから、存じていないのが当然のことでございます。何を言いたいかと言うと、やっぱり小学生から成人まで約1,000人の女性剣士が集まって、菊池市の体育館であったわけですよ。で、きのうは28回目でした。だから、28年間続いておるわけですね。

行ってみて、いわゆる女性パワーをまざまざと感じましたし、男性と違った、凛とした雰囲気の中での大会の進行でした。

それで、その責任者は、警察OBの奥さんが責任者で、審判には、現職の教員あるいは元教員、現職の警察官、元警察官、7段、8

段がほとんどでした。

そういうふうな形の中で進まれていることが毎年あっておりますので、承知していただいて、何らかの形でまた御支援をよろしくお願ひして、要望にしておきます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、これをもちまして第6回教育警察常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長